



掲載している内容は5月27日時点のものです。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、催し等の内容に変更が生じる場合があります。イベントの中止・延期等について、詳しくは8面をご覧ください。

お知らせ版



発行/越谷市 ☎343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1 ☎048-964-2111(代表) ☎048-965-6433
http://www.city.koshigaya.saitama.jp/ *広報紙は市ホームページからもご覧になれます 編集/広報広聴課



令和2年5月25日、緊急事態宣言が解除となりました。5月27日現在、本市における新型コロナウイルスの感染者はすべて退院され、新たな感染者は確認されておられません。これもひとえに市民の皆様への感染拡大防止に向けた取り組みへのご協力のお陰であると改めて感謝申し上げます。

一方、今後も感染の第二波、第三波が来るという専門家もおり、有効なワクチンや治療薬が開発されていない現在においては、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとする「新しい生活様式」の実践が大切でありますことから、市民の皆様には、引き続き感染防止対策に向けた行動のご協力をお願いいたします。また、本市では、右記のとおり独自の経済対策事業を実施してまいりますので、これらの支援策をぜひご利用いただきたいと思います。

本市は、一日も早い経済の活性化や市民活動の再開に向けて、今後も各施策を通じ取り組んでまいります。

越谷市長 高橋 努

越谷市独自緊急経済対策



市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済環境に影響を受けた皆さんに対し、独自支援策を実施します。

越谷市事業継続支援金

事業継続や雇用維持などに活用できる支援金として、一律10万円を給付します。

〈対象〉 市内に主たる事業所(本店等)を有する中小企業者(法人・個人事業主)で、今後も事業を継続する意思のある次の①・②のすべてに該当する方。①3月～5月のいずれかの月の売上が前年同月比で20%以上の減少である ②3月～5月のすべての月の売上が前年同月比で50%未満の減少である

〈申込み〉 6月1日(月)～8月31日(月)(消印有効)に申請書等を郵送で下記へ。申請書は産業支援課で配布するほか、市ホームページから印刷できます

*詳しくは市ホームページをご覧ください

問産業支援課(事業継続支援金担当) ☎343-0023東越谷1-5-6

☎967-2501、☎967-2502(6月1日から)

経営支援窓口の開設

専門家(中小企業診断士)による各種施策等の活用支援や申請サポートなど、事業継続に向けた支援を行います。

〈時間〉 予約制。午前9時～正午・午後1時～4時(土曜・日曜日、祝日を含む。土曜・日曜日、祝日の相談は9月末まで予定)

〈内容〉 持続化給付金、生産性革命推進事業、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、越谷市事業継続支援金等の各種施策の活用支援や申請サポート、事業継続に向けた支援など

〈申込み〉 事前に☎967-2424へ(午前9時～正午・午後1時～5時。土曜・日曜日、祝日を除く)

*詳しくは市ホームページをご覧ください

問産業支援課☎967-4680

テイクアウト・デリバリー導入等支援事業費補助金

市内飲食店が実施したテイクアウト・デリバリーサービスに係る新規・拡充の取り組みについて、10万円を上限に交付します。

〈事業の対象期間〉 4月1日～9月30日に実施した事業

〈対象経費〉 容器や包装紙の購入費、チラシや看板の印刷費、広告掲載料、デリバリー代行業者への手数料、厨房機器の購入費やリース料など

〈申込み〉 6月1日(月)～10月31日(土)(必着)に申請書等を郵送で下記へ。申請書は市ホームページから印刷できます(郵送可)

*詳しくは市ホームページをご覧ください

問観光課☎967-1325

越谷市児童扶養手当受給者への臨時給付金

児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対する支援として、臨時給付金を支給します。

〈対象〉 次の①または②に該当する方。①令和2年(2020年)4月分の児童扶養手当が越谷市から振り込まれている ②令和2年3月31日に児童が18歳年度末に到達し資格喪失された方で、令和2年3月分の児童扶養手当が越谷市から振り込まれている

〈支給額〉 1世帯につき5万円

〈支給日〉 6月中旬

*事前の申し込みは不要です。該当する方へは、5月下旬にお知らせを発送します。児童扶養手当の振込先口座としてすでに登録のある口座に振り込みます

問子育て支援課☎963-9166

国の支援策(特別定額給付金)



「特別定額給付金」を給付するため、申請書を各世帯へお送りしています。給付金を受け取るためには、世帯主の方の申請が必要です。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、口座がないなどやむをえない事情がある方を除き、窓口での受け付けはできません。郵送での申請をお願いします。

〈給付対象者および申請・受給権者〉 4月27日現在、越谷市に住民登録がある方。受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主

〈給付額〉 給付対象者1人につき10万円

〈申請方法〉 申請書に世帯主の氏名・受取口座を記入のうえ、下記の必要書類を添付し同封した返信用封筒で返送してください

〈添付書類〉 本人確認書類(運転免許証や健康保険証、年金手帳など)の写し、受取口座(世帯主名義)の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる「通帳」または「キャッシュカード」の写し

〈申請から給付までの流れ〉



*すでにオンライン申請をされた方は二重で申請しないようご協力をお願いします

*配偶者や親族からの暴力を理由に避難している方への支援…配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方で住民票を移すことができない方は、特例的な措置を受けることができます。お早めに下記へご相談ください

〈受付期間〉 9月1日(火)まで

問特別定額給付金コールセンター☎0120-458-992(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分。なお、6月6日(土)・7日(日)はコールセンターを開設いたします)、特別定額給付金室☎963-9316

特別定額給付金に便乗した詐欺にご注意ください

特別定額給付金の給付を装った振り込め詐欺が発生しています。特別定額給付金に関して、市から皆さんに電話をすることや振り込みを求め、現金の受け渡しを求めるとは絶対にありません。不審な電話等があったときは、下記へご連絡ください。

問越谷警察署☎964-0110、消費生活センター☎965-8886



市政・防災情報をメール配信
越谷cityメール配信サービス



この広報紙は再生紙を使用しています